

エコアクション21ガイドライン改訂検討に関する作業部会（第2回）

議事要旨

日時： 平成27年8月21日（金）15:00～17:00

場所： TKP ガーデンシティ渋谷 カンファレンスルームB

出席者（敬称略）：

・委員

八木裕之（座長）、倉阪秀史、後藤敏彦、齋藤弘憲、平井一之、古田清人、森下研

・オブザーバー

一般財団法人持続性推進機構 小池秀子

・環境省

総合環境政策局環境経済課 齋藤英亜、永宮卓也

・一般財団法人持続性推進機構 大井圭一

・事務局 立川博巳、渡辺有子、関谷翔、関口久美子

※会議は非公開で行われた。

議題：

1. 第1回作業部会における議論のポイント

○事務局から資料1、資料2、及び資料3についての説明がなされた。

○資料3の「他の届出・報告制度との互換性」について、建設業の入札加点や優良産業廃棄物処理業者認定制度だけでなく、CO₂や公害関係など環境省所管事業でのメリット付与ができれば、さらに普及するのではないかとの提案がなされた。

2. 第1回情報開示関連事項分科会及び第1回制度運営関連事項分科会における議論の主要ポイント

○事務局から資料4及び資料5についての説明がなされた。

○エコアクション21（以下、「EA21」）の社会的意義を初めに議論すべきという意見が出された。

○EA21取得事業者のCO₂排出量の集計のシステムを構築するにあたり、システム構築だけで1年はかかるので、基本的方向性は早めに作業部会・環境省の委員会で承認を得て、今年度中に要件定義を終え、来年度から構築に着手できればとの提案がなされた。これに関連し、別の委員から次回の情報開示関連分科会でシステム構築に関わる事項について集中的に議論し、ある程度方向性を決め、次回の作業部会に報告、議論するという流れではどうかとの提案がなされた。

- EA21 は EMS と環境パフォーマンスとコミュニケーションを 3 本柱としているが、改訂後もこれは堅持するということで良いかとの確認がなされ、堅持するということがコンセンサスを得た。
- 市町村や県レベルでも CO₂ 排出量の把握・報告の流れがあるので、そういうものと EA21 の関連についても考えてはどうかとの提案がなされた。
- 自治体レベルの報告様式は統一されていないので、各報告様式と EA21 の自己チェックシートとの比較をした上で、どのように改訂するかを議論する必要があるとの意見が出された。
- CDP と温対法は CO₂ 換算、省エネ法と GRI はジュール換算というように単位が異なり、さらに換算係数も異なっているが、その前に EA21 は何を指し、誰のためのものなのかについて議論しないと、選ぶ単位を決められないとの意見が出された。
- 事業者の努力を端的に表すならジュール換算でないと、CO₂ 換算では電力会社の都合によって数値が変動してしまうとの意見が出された。

3. 改定検討に当たっての基礎情報の調査について

- 事務局から資料 6-1 についての説明がなされた。
- 実態調査の結果がどのように EA21 の普及に役立つのかとの疑問が出され、これに対し、もし経済的実態が示せるのであれば、EA21 を PR する際に効果的であるとの回答がなされた。
- 事務局から資料 6-2 についての説明がなされた。

4. 作業部会における討議事項：現行版ガイドライン第 3 章のあり方について

- 事務局から資料 7-1、資料 7-2、及び資料 8 についての説明がなされた。
- 業種ガイドラインについてはどう議論はどうするのかとの質問がなされ、これに対し、現行の業種別ガイドラインは本体ガイドラインの改訂をうけて順次改訂されていく、業種をさらに付け加えるかどうかについては、EA21 の認証取得事業者のターゲットをどこに定めるか等とも関わるとの回答がなされた。
- ガイドラインについて、事業者が読むべきところと制度の運用に関するところは分けて、事業者が読むべきところがはっきりと分かるようにした方が良くと思うとの意見が出された。
- 環境関連法規は実際に環境活動レポートでそのまま使えるような形にしてはどうか、また、環境関連法規は変更されるので、ガイドラインではなくウェブでの情報提供が適しているとの意見が出された。
- 第 2 章部分について、10 ページ程度であればガイドラインの後ろの方に置いておいても良いが、ボリュームを見て別冊にすることも検討してはどうかとの意見が出された。
- EA21 のことを理解するために読む部分と、EA21 の認証を取得するために読む部分を分けてはどうかとの提案がなされた。
- 第 3 章は事業者向けとして書き直し、第 1 章はもう少し噛み砕いてさまざまな人向けに書き直し、第 2 章はガイドライン中には残すが後ろへ回す等の工夫をしてはどうかとの提案がなされた。また、時代が変わるなど柔軟な対応が必要な部分等についてはガイドラインから外し、中央事務局の内規等で

対応してはどうかとの提案がなされた。

- 中央事務局が内規を定めるにあたり、環境省の運営委員会の承認を得る等の手続きがガイドラインに明記されている必要があるとの意見が出された。
- 13の要求事項に関して、重複を排除し、平易な表現や図絵の使用でより分かりやすくしてはどうかとの提案がなされた。これに関連し、ISOに引きずられずに、中小企業向けの表現に改める必要があるとの意見が出された。
- 教育訓練の実施や環境経営システムの環境経営システムの構築・運用・維持等の要求事項とされているものの関連文書や記録の維持が推奨事項になってしまっている等の矛盾を解消する必要があるとの意見が出された。
- 推奨事項を事業者の取組のスパイラルアップと結びつけてはどうかとの提案がなされた。

5. その他

- 次回の作業部会の日程は改めて調整し、設定することとされた。

以上